

# 令和5年度の市民税・県民税(住民税)の計算方法について

市民税・県民税の計算の流れは、下図になります(令和5年度の市民税・県民税は令和4年中の所得を基に計算します)。



## 市民税・県民税(住民税)が非課税となる方

- (1) 令和4年中の合計所得金額(上図①所得金額の合計)が次の算式で求めた額以下である方  
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円$   
 ※ 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合はさらに21万円を加算  
 ※ 同一生計配偶者とは生計を一にする配偶者で令和4年中の合計所得金額が48万円以下の方
- (2) 障害者、寡婦・ひとり親、未成年者で令和4年中の合計所得金額が135万円以下の方  
 ※ 下線部の要件は3ページをご覧ください。  
 ※ 未成年者とは、平成17年1月3日以降に生まれた未婚の方
- (3) 賦課期日(1月1日)現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

## ① 収入金額・必要経費・所得金額

所得金額は、収入金額から必要経費等を差し引いた金額です。

事業(営業等)	小売業、飲食業、サービス業等の営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、税理士、外交員、大工、左官、漁業等の事業から生ずる所得
事業(農業)	農作物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成等から生ずる所得
不動産	貸家、貸事務所、地代等の賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金等の所得
利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金等の所得(源泉分離課税分は除く)
配当(株式等)	株式又は出資の配当、協同組合等の剰余金の分配等の所得(特定配当等(一定の上場株式の配当等)のうち、申告分離課税を選択した分は除く)
給与	俸給、給料、賃金、賞与等の所得(令和4年中の総支払額で税金等を差し引く前の金額) ※ 勤務先から源泉徴収票を受け取っている方は、源泉徴収票(コピー可)を提出してください。 ※ 給与と収入から給与所得金額を算出するときは、下記の速算表により求めてください。
雑(公的年金等)	国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・恩給等の所得(企業年金を一括で受け取っている場合は下記の一所得に該当します。) ※ 公的年金等の所得金額を算出するときは、下記の速算表により求めてください。
雑(その他)	個人年金、著述家以外の方の原稿料、講演料、放送謝礼等、上記のいずれにも該当しない所得
総合課税の譲渡(短期・長期)	土地建物以外の資産(車両、機械、特許権、営業権等)の譲渡による所得 ※ 短期は、その資産の取得の日以後5年以内に譲渡したもの。長期はそれ以外。
一時	賞金、懸賞当選金、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の満期返戻金等の一時的な所得

【給与所得金額の速算表】 a=給与等の収入金額 b=a÷4(千円未満の端数切捨て)

給与等の収入金額a	給与所得の金額	給与等の収入金額a	給与所得の金額
～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	b×2.4+100,000円
551,000円～1,618,999円	a-550,000円	1,800,000円～3,599,999円	b×2.8-80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	b×3.2-440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	a×0.9-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	a-1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

※ 給与等の収入金額が660万円未満の場合は、所得税法別表5(簡易給与所得表)の金額と若干異なる場合があります。

【公的年金等所得金額の速算表】

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和33年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額-60万円	収入金額-50万円	収入金額-40万円
	130万円から410万円未満	収入金額×75%-27万5千円	収入金額×75%-17万5千円	収入金額×75%-7万5千円
	410万円から770万円未満	収入金額×85%-68万5千円	収入金額×85%-58万5千円	収入金額×85%-48万5千円
	770万円から1,000万円未満	収入金額×95%-145万5千円	収入金額×95%-135万5千円	収入金額×95%-125万5千円
	1,000万円以上	収入金額-195万5千円	収入金額-185万5千円	収入金額-175万5千円
65歳以上 (昭和33年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額-110万円	収入金額-100万円	収入金額-90万円
	330万円から410万円未満	収入金額×75%-27万5千円	収入金額×75%-17万5千円	収入金額×75%-7万5千円
	410万円から770万円未満	収入金額×85%-68万5千円	収入金額×85%-58万5千円	収入金額×85%-48万5千円
	770万円から1,000万円未満	収入金額×95%-145万5千円	収入金額×95%-135万5千円	収入金額×95%-125万5千円
	1,000万円以上	収入金額-195万5千円	収入金額-185万5千円	収入金額-175万5千円

① 収入金額・必要経費・所得金額(つづき)

【所得金額調整控除】

あなたが①又は②に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額を控除した額が給与所得金額となります。両方に該当する場合は、給与所得から①を控除した後、②を控除します。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合	② 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額が両方あり、その合計額が10万円を超える場合
(イ)あなたが特別障害者に該当する (ロ)年齢23歳未満の扶養親族を有する (ハ)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する ※(ロ)(ハ)について、扶養親族等が他の者の扶養控除等の対象であっても所得金額調整控除の適用が可能です。	【控除額の計算式】 (給与所得金額(※) + 公的年金等に係る雑所得(※)) - 10万円 (※)10万円を超える場合は10万円
【控除額の計算式】 (給与等の収入額(※) - 850万円) × 10% (※)1,000万円を超える場合は1,000万円	

② 所得控除額

所得控除額は、納税者の個人的な事情により税負担能力が異なることを考慮して、所得金額から差し引くものです。なお、市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除額とは一部異なります。

(1) 雑損控除 △領収書等添付(災害関連支出の金額のみ) あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(令和4年中の総所得金額等が48万円以下の方)が、令和4年中に災害や盗難、横領等により資産に損害を受けた場合の控除 【控除額の計算方法】次のア)とイ)のうちいずれか多いほうの金額 ア)差引損失額 - 総所得金額等 × 10% イ)災害関連支出の金額 - 5万円																								
(2) 医療費控除 ※次のいずれか一方を選択 (2-1) 従来の医療費控除 △医療費控除の明細書添付(領収書による申告は不可) あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和4年中にあなたが支払った医療費がある場合の控除 【控除額(最高200万円)の計算方法】 (支払った医療費) - (保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × 5%又は10万円のいずれか少ない額) ※支払った医療費が10万円以下の場合でも総所得金額等の5%(小数点以下切り捨て)を超える支払金額であれば、控除を適用できます。 (2-2) セルフメディケーション税制 △セルフメディケーション税制用の明細書添付(医薬品購入費の領収書添付不要) あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和4年中にあなたが対象のスイッチOTC医薬品を購入した費用が1万2千円を超える場合の控除 【控除額(最高8万8千円)の計算方法】 対象のスイッチOTC医薬品の年間購入額 - 1万2千円  (注)セルフメディケーション税制用の明細書が必要な方は神戸市ホームページをご覧ください。  																								
(3) 社会保険料控除 △領収書等添付 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担している社会保険料(健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料等)を令和4年中にあなたが支払った場合の控除 ※ 生計を一にする配偶者等の親族が受け取る年金から引き落とされている後期高齢者医療保険料や介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。																								
(4) 小規模企業共済等掛金控除 △掛金の額の証明書添付 小規模企業共済制度に基づき支払った共済契約(旧第2種共済契約を除く)の掛金や、心身障害者扶養共済の掛金又は個人型確定拠出年金個人型DCの掛金であなたが令和4年中に支払った金額がある場合の控除																								
(5) 生命保険料控除 △証明書の添付(一契約で年間9,000円以下の旧生命保険料以外すべて) 受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族である生命保険契約等又は個人年金保険契約等に基づいて、あなたが令和4年中に支払った保険料や掛金がある場合の控除 ※ 一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料について、下記の表によりそれぞれの控除額を算出し、合計します。(合計適用限度額:70,000円) ※ それぞれ契約区分に新・旧契約両方の保険料がある場合は、下記の表により新契約・旧契約ごとに控除額を算出し、合計します。(合計適用限度額:28,000円)ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用できます。 <table border="1" data-bbox="284 1499 1359 1661"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)</th> <th colspan="2">旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)</th> </tr> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 6,000円</td> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払額 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 14,000円</td> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払額 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> 【控除額の計算方法】	新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		支払額	控除額	支払額	控除額	12,000円以下	全額	15,000円以下	全額	12,000円超 32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円	32,000円超 56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円	56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円
新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)																						
支払額	控除額	支払額	控除額																					
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額																					
12,000円超 32,000円以下	支払額 × 1/2 + 6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払額 × 1/2 + 7,500円																					
32,000円超 56,000円以下	支払額 × 1/4 + 14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払額 × 1/4 + 17,500円																					
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円																					
(6) 地震保険料控除 △証明書の添付 あなたが損害保険契約等に基づいて、令和4年中に支払った地震保険料等がある場合の控除(経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等は、従前の損害保険料控除が適用されます) ※ 別契約で下記の表①と②の両方の保険料を支払っている場合は、①と②の控除額を合計します。(合計適用限度額25,000円) <table border="1" data-bbox="284 1814 1359 1948"> <thead> <tr> <th>① 損害保険契約等に係る地震保険料を支払っている場合</th> <th>② 平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を支払っている場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【控除額の計算方法】 地震保険料の合計額の2分の1(最高25,000円)</td> <td>支払保険料総額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	① 損害保険契約等に係る地震保険料を支払っている場合	② 平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を支払っている場合	【控除額の計算方法】 地震保険料の合計額の2分の1(最高25,000円)	支払保険料総額	控除額	5,000円以下	支払保険料の総額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円													
① 損害保険契約等に係る地震保険料を支払っている場合	② 平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を支払っている場合																							
【控除額の計算方法】 地震保険料の合計額の2分の1(最高25,000円)	支払保険料総額	控除額																						
	5,000円以下	支払保険料の総額																						
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円																						
	15,000円超	10,000円																						

② 所得控除額(つづき)

(7) 配偶者控除/配偶者特別控除 △(注)親族関係書類及び送金関係書類添付(配偶者が日本国外に居住する場合)

あなたと生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族になっている方、事業専従者を除く)の令和4年中の合計所得金額が48万円以下(給与のみの場合は収入金額が103万円以下)の場合の控除…下記控除額一覧表の①

令和4年中の合計所得金額が48万円超133万円以下(給与のみの場合は収入金額が103万円超201万5,999円以下)の場合の控除…下記控除額一覧表の②

※ 申告書には配偶者の収入金額を記入してください。  
なお、配偶者の合計所得金額が133万円超であるときは、配偶者特別控除は受けられませんので記入しないでください。

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			控除の種類
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
①	0円 ~ 480,000円	70歳未満	33万円	22万円	11万円	配偶者控除
		70歳以上	38万円	26万円	13万円	
②	480,001円 ~ 950,000円	950,001円 ~ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除
		1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円	
		1,050,001円 ~ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円	
		1,100,001円 ~ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円	
		1,150,001円 ~ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
		1,200,001円 ~ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
		1,250,001円 ~ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
		1,300,001円 ~ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円	
		1,330,001円 ~	なし	なし	なし	

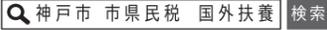
※ あなたの令和4年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、控除の適用はありません。

(8) 扶養控除 △(注)親族関係書類及び送金関係書類添付(扶養親族が日本国外に居住する場合のみ)

あなたに令和4年中の合計所得金額が48万円(給与のみの場合は収入金額が103万円)以下の生計を一にする親族等(他の所得者の扶養親族になっている方、事業専従者を除く)がいる場合の控除

扶養控除区分	対象	控除額
一般	扶養親族のうち16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方	33万円
特定	扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方	45万円
老人	扶養親族のうち70歳以上の方	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、あなた又はあなたの配偶者と同居を常況としている方	45万円

(注)親族関係書類及び送金関係書類について、詳細は神戸市ホームページをご覧ください。

(9) 障害者控除 △障害者手帳等のコピー(氏名・等級・交付日が確認できるページ)または障害者控除対象者認定書等添付

あなたの同一生計配偶者(あなたと生計を一にする令和4年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者)、扶養親族が障害者に該当する場合の控除  
【控除額】 普通障害者……26万円 特別障害者……30万円 同居特別障害者……53万円

※ 普通障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や福祉事務所長の認定を受けている方等  
特別障害者とは、普通障害者に該当する方で、身体1・2級、精神1級、療育A判定、または福祉事務所長から特別障害の認定を受けている方等

(10) 障害者控除 あなたが障害者に該当する場合の控除 【控除額】 普通障害者……26万円 特別障害者……30万円								
(11-1) 寡婦控除 あなたが次の1、2に掲げる方で、ひとり親控除に該当しない場合の控除 【控除額】 26万円 1. 夫と離別した後婚姻をしていない方のうち、次に掲げるすべての要件を満たす方 ① 扶養親族を有している ② 令和4年中の合計所得金額が500万円以下 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない 2. 夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死の明らかでない方のうち次に掲げるすべての要件を満たす方 ① 令和4年中の合計所得金額が500万円以下 ② 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない								
(11-2) ひとり親控除 あなたが現に婚姻をしていない方(離別・死別・未婚の場合)又は配偶者の生死が不明の方で次に掲げるすべての要件を満たす場合の控除 【控除額】 30万円 ① 令和4年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子を有する ② 令和4年中の合計所得金額が500万円以下 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない								
(12) 勤労学生控除 △学生証のコピー等添付 あなたが学生で、令和4年中の合計所得金額が75万円以下(そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下)である場合の控除 【控除額】 26万円								
(13) 基礎控除 令和4年中の合計所得金額によって一律適用される控除 ※ あなたの令和4年中の合計所得金額が2,500万円超の場合、控除の適用はありません。 <table border="1" data-bbox="2323 1829 2846 1940"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
合計所得金額	控除額							
2,400万円以下	43万円							
2,400万円超 2,450万円以下	29万円							
2,450万円超 2,500万円以下	15万円							

### ③ 課税総所得金額

課税総所得金額は、所得金額計から所得控除額合計を引いたものです。

### ④ 市民税・県民税算出所得割額

$$\text{市民税・県民税算出所得割額} = \text{課税総所得金額} \times \begin{matrix} 8\% \\ 2\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{市民税} \\ \text{県民税} \end{matrix}$$

### ⑤ 税額控除額

#### ① 調整控除

※ 合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

ア) 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の人

$$\begin{matrix} \text{次の①と②のいずれか小さい額} \times 4\% & = & \text{市民税} \\ & & \text{特別} \\ & & \text{1\%} & = & \text{県民税} \end{matrix}$$

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表差額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額

イ) 合計課税所得金額が200万円超の人

$$\begin{matrix} \text{次の①の金額から②の金額を引いた額(※)} \times 4\% & = & \text{市民税} \\ & & \text{1\%} & = & \text{県民税} \end{matrix}$$

(※) 5万円未満の場合は5万円

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表差額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を引いた金額

#### 【所得税との控除差額表】

控除の種類	差額	控除の種類	差額		
基礎控除	5万円	一般	5万円		
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	特定	18万円
	特別	10万円		老人	10万円
	同居特別	22万円		同居老親等	13万円
勤労学生控除	1万円	ひとり親控除	女性	5万円	
寡婦控除	1万円		男性	1万円	

控除の種類	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	70歳未満	5万円	4万円	2万円
	70歳以上	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得金額が50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

#### ② 配当控除

株式の配当等の配当所得（総合課税を選択した場合に限る）があるときは、その金額に次の率を乗じた金額

区分	課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分		課税総所得金額等が 1,000万円超の部分		
	市民税	県民税	市民税	県民税	
利益の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%	
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

#### ③ 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方（平成19年・20年に入居している場合を除く）で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、市民税・県民税所得割額から次のいずれか少ない金額を控除します。

- 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において引ききれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

ただし、平成26年4月から令和3年12月に入居された方で特定取得に該当する場合、又は令和4年1月から12月に入居された方で特例の延長等に該当する場合は所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じて得た額（最高136,500円）

#### ④ 寄附金税額控除

兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、都道府県、市町村、特別区、神戸市が条例で指定した団体、兵庫県が条例で指定した団体、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対して寄附をした場合、次の計算による額が減額（寄附金の合計額が2,000円超の場合に限ります）

#### 【控除額の計算方法】

$$\text{次の①②のいずれか少ない額} \times \begin{matrix} 8\% & \text{市民税} \\ 2\% & \text{県民税} \end{matrix}$$

① 寄附金の合計額 - 2,000円

② 総所得金額等 × 30% - 2,000円

※ ふるさと納税

寄附金に、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金が含まれる場合は、前記に加えて特例控除額を加算します（上限：調整控除後の所得割額の20%）。

※ 総務大臣の指定を受けていない自治体に対する寄附金は対象外  
特例控除額 = (都道府県・市町村・特別区への寄附金額 - 2,000円)

× 下表により求めた割合

#### 【特例控除割合表】

課税総所得金額から所得税との控除差額を引いた金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

#### ⑤ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当割又は株式等譲渡所得割が特別徴収された場合において、これらの事項に関して申告した場合は、市民税・県民税の所得割から、配当割又は株式等譲渡所得割の相当額を控除します。控除しきれなかった場合は、同一年度分の市民税・県民税均等割に充当し、さらに他の未納の市税（市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等）に充当してもなお残額があるときは、当該金額を還付します。

市民税	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5
県民税	配当割額又は株式等譲渡所得割額の2/5

### ⑥ 市民税・県民税所得割額

市民税・県民税所得割額は、市民税・県民税算出所得割額から税額控除額を引いたものです。

### ⑦ 市民税・県民税均等割額

【税額】市民税……3,900円 県民税……2,300円

### ⑧ 市民税・県民税年税額

市民税・県民税年税額は、市民税・県民税所得割額と市民税・県民税均等割額を足したものです。